

【遺族基礎年金の手続きについて】

遺族基礎

亡くなられた方	様	基礎年金番号	—
■請求者	配偶者・子	納付要件	①2/3要件 ②前1年 ③受給資格期間
■手続先	釧路市役所 子ども保健部 医療年金課年金担当 (電話0154-31-4532) 《防災庁舎2階⑩番窓口 受付時間 平日8:50~17:20》		

注意事項: 戸籍・住民票は、亡くなられた日以降に発行されたもの、かつ、請求日から過去6か月以内に発行されたものに限りです

チェック欄	必要書類 (チェック欄に✓がある書類が必要です)	備考
✓	年金証書・年金手帳 亡くなられた方・請求者	無い場合は、添付不要
✓	マイナンバー確認書類 (マイナンバー通知カード等) 請求者	無くても手続き可能。但し、世帯全員の住民票の添付が必要になります。
✓	本人確認書類 窓口にお越しになる方	【1点】運転免許、国・地方公共団体などの機関が発行の証明書(写真付き)など 【2点以上】被保険者証(介護、国保など)、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明証など
✓	死亡診断書(コピー) 亡くなられた方	必ず添付
✓	預金通帳 請求者()様	遺族・未支給年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要
✓	戸籍全部事項証明(謄本) ※亡くなった方との身分関係が確認できるもの 請求者()様	【本籍地がある市町村で入手】 状況に応じて追加の戸籍が必要になる場合があります
	世帯全員の住民票 (本籍地・続柄記載あり)	マイナンバー確認書類の提示 又は 基礎年金番号にマイナンバーが登録されている場合、省略可
	所得・課税証明書(令和 年度)	マイナンバー確認書類の提示 又は 基礎年金番号にマイナンバーが登録されている場合、省略可
✓	年金請求書(遺族基礎年金)様式108号	
✓	子の収入が確認できる書類 18歳到達年度末までのお子様がいる場合※	義務教育終了前は不要 高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証 等 ※20歳未満で障害の状態にあるお子様も含まれます。この場合、別途書類が必要となります。
✓	年金生活者支援給付金請求書	事前請求のため、支給要件を満たしていない場合は支給されません。
✓	年金請求書(遺族基礎年金)(別紙)様式110号	遺族基礎年金を受ける権利を持つ人が複数(2人以上)いる場合、連名での請求となります。
	未支給年金請求書	亡くなられた方が年金を受けている場合
	委任状	代理人が手続きする場合
	生計同一に関する申立書(第三者証明)	同居していない場合
	その他()	

●太枠内の書類は、お申出により窓口確認後に原本をお返しできますので、原本返却をご希望される場合は、窓口でお申出ください。(一部返却できない書類もあります。)

●亡くなられた原因が第三者行為の場合には、別途書類が必要になります。

R3.7.16